

平成 29 年度

第 11 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 1 月 9 日 (火) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 30 年 2 月 1 日他公告) の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹		○
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

戸井委員 宮本委員 掛委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	森末 博雄		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	長谷川和也		○
出張所長	清水 勇人		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	石田 泰清		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	日野原 収		○	出張所長	國上 章二		○
主任主事	竹原 守		○	主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

農地係長：ただ今より、平成29年度第10回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 20番島津委員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 23 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。16番高坂委員さんと17番金本委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いいたします。

議長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

受付番号 39 から 49 の 11 件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁))

(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：担当地域の戸井推進委員に来ていただいております。ご意見はございますか。

伊藤推進委員：特にありません。

議 長：担当地域の掛推進委員に来ていただいております。ご意見はございますか。

掛推進委員：特にありません。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条の規定による許可について」

受付番号 39 から 49 までを一括採決したいと思いますがお異議ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長：それでは、受付番号 39 から 49 番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 29 年 12 月期の申出分については、別紙 1 「議案 2 農用地利用集積計画 (平成 30 年 1 月 19 日・2 月 1 日公告) の決定について」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

14 番藤原委員 契約年数の傾向は以前と比べて何か変化が感じられますか。

事務局 全て統計を取っている訳ではないが、相談を受けたりする中で個人場合、高齢となったので契約期間を更新時に短くされる話を聞きます。逆に法人などは10年が多いと思います。

議長：そのほかありませんか

(なしの声あり)

※当事者となる委員は退席される。

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第3「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号16から21について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号16

位置等：説明資料の4ページと5ページに記載
転用事由：墓地・駐車場
資金計画：全額自己資金
他法令：墓地埋葬法申請中
周辺影響：影響ないと判断
除外手続：手続き中

受付番号17

位置等：説明資料の4ページと6ページに記載
転用事由：墓地・駐車場
資金計画：全額自己資金
他法令：墓地埋葬法申請中
周辺影響：影響ないと判断
除外手続：必要なし

受付番号18

位置等：説明資料の4ページと7ページに記載
転用事由：墓地・駐車場
資金計画：全額自己資金
他法令：墓地埋葬法手続き中
周辺影響：影響ないと判断
除外手続：手続き中

受付番号19

位置等：説明資料の8ページと9ページに記載
転用事由：進入路
資金計画：全額自己資金

他法令：なし
周辺影響：影響ないと判断
除外手続：除外手続中

受付番号 20

位置等：説明資料の 8 ページと 10 ページに記載
転用事由：墓地
資金計画：全額自己資金
他法令：墓地埋葬法手続中
周辺影響：影響ないと判断
除外手続：除外手続中

受付番号 21

位置等：説明資料の 11 ページと 12 ページに記載
転用事由：営農型太陽光発電設備
資金計画：全額借入資金
他法令：設備認定申請済み
周辺影響：影響ないと判断
除外手続：一時転用であるため不要

議長：以上で説明が終わりました。

議長：ここで質疑・意見を受付けます。

※受付番号 19 資料図面の不備を指摘され訂正する。

7 番三吉委員 営農発電については、収量が確保されることが必要ですが以前許可した東城の申請地のエゴマの状況は報告があったのか。

事務局 報告書が出る時期はもう少し先であるが、収量は確保されているようです。

金本委員 エゴマは日陰の方が成育がよいということです。

議長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 16 から 21 までを一括で採決したと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長：それでは、受付番号 16 から 21 番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号29から35の7件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号29

位 置 等：説明資料の4ページと13ページに記載
転用事由：分譲宅地
資金計画：全額借入資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要

受付番号30

位 置 等：説明資料の4ページと14ページに記載
転用事由：住宅
資金計画：全額自己資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号31

位 置 等：説明資料の4ページと15ページに記載
転用事由：駐車場
資金計画：全額自己資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号32

位 置 等：説明資料の4ページと16ページに記載
転用事由：住宅
資金計画：全額借入資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号33

位 置 等：説明資料の4ページと17ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他 法 令：設備認定済み
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号34

位置等：説明資料の4ページと18ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：一部自己資金・一部借入
他法令：設備認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号35

位置等：説明資料の4ページと19ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：設備認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可申請について」
受付番号29から35までを一括で採決したと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしとの声)

議長：それでは、受付番号29から35番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議長：つづきまして議案第5「非農地証明申請について」を上程します。
受付番号35から40の6件について事務局からの説明を求めます。

※受付番号35の峰田町清光2463番 790平方メートルは取下げとなった旨の説明

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号35

位置等：説明資料の4ページと20ページに記載
潰廃事由：平成20年頃労働力不足により原野化した。
現地確認：現地はカヤ、雑草が繁茂しており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号36

位置等：説明資料の21ページと22ページに記載
潰廃事由：平成2年頃に増築に伴い宅地として利用していた。
現地確認：現地確認の結果は、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号37

位置等：説明資料の21ページと23ページに記載

潰廃事由：平成 19 年頃から高齢化にともない耕作困難となり現在の状況と成った。
現地確認：現地は草木が生えた状況で農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 38

位置等：説明資料の 24 ページと 25 ページに記載

潰廃事由：平成 4 年頃、地目変更の手続きをとらず住宅を建設してしまった。

現地確認：現地は、宅地として利用されており復旧することが困難と現地確認

受付番号 39

位置等：説明資料の 24 ページと 26 ページに記載

潰廃事由：昭和 50 年頃から耕作を放棄し原野化した。

現地確認：現地は、低木、笹が繁茂する原野となっており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 40

位置等：説明資料の 27 ページと 28 ページに記載

潰廃事由：昭和 56 年頃から耕作を放棄し原野化した。

現地確認：現地は、低木、笹が繁茂する原野となっており農地として復旧することが困難と現地確認

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議長：宮本推進委員さんよりご意見等ありましたらお願いします。

宮本推進委員：山林に隣接しており笹等が繁茂していた。

議長：掛推進委員さんよりご意見等ありましたらお願いします。

掛推進委員：畑について山林の状態に、田については低木が繁茂する状態でありました。

議長：その他質疑・意見を受付けます。

森兼委員：受付番号 39 について面積も大きいのもう少し状況を教えてほしい。それと受付番号 40 についてはほ場整備はされてないでしょうね。

事務局 受付番号 39 については 耕作者が亡くなられた後は、後継者が遠方におられ、また、農地の条件もほ場整備未実施で用水も難しく耕作が出来なかった。そのような状態がつづき現在に至っている。

掛推進委員 受付番号 40 についてはほ場整備未実施です。

議長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようなので採決を行います。

「非農地証明申請について」受付番号 35 から 40 までを一括採決したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長：それでは、受付番号 35 から 40 番について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長から報告をさせていただきます。

12月9日 県会議現地確認、18日常設審議委員会、22日 当事者へ説明 24日 再生協議会

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時45分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成30年1月9日

議 長
(道下和子) _____

16 番委員
(高坂勝博) _____

17 番委員
(金本篤子) _____